

●香川県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
東かがわ市町田	喜定（1）（Ⅰ-122）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	喜定（2）（Ⅱ-1021）	〃	〃
東かがわ市馬篠	馬篠（Ⅰ-112）	〃	〃
〃	馬篠（4）（Ⅰ-706）	〃	〃
〃	馬篠（3）（Ⅱ-1027）	〃	〃
〃	馬篠（2）（Ⅱ-1028）	〃	〃
東かがわ市水主	宮内（Ⅱ-1025）	〃	〃
〃	西内（Ⅱ-1026）	〃	〃
〃	向ヶ原（Ⅱ-1030）	〃	〃
〃	国安（Ⅱ-1031）	〃	〃
〃	水主第1（Ⅲ-2914）	〃	〃
東かがわ市小磯	北小谷川（8-7-I）	土石流	〃
〃	南小谷川（8-8-I）	〃	〃
〃	岡谷川（8-9-I）	〃	〃
〃	新池川（8-3-II）	〃	〃
〃	百舌ヶ谷川（8-4-II）	〃	〃
〃	明神川（8-5-II）	〃	〃
〃	大山谷川（8-6-II）	〃	〃
〃	浦池谷川（8-7-II）	〃	〃
〃	浦池谷下川（8-8-II）	〃	〃
〃	福ヶ谷川（8-9-II）	〃	〃
東かがわ市大谷	大谷川（8-10-I）	〃	〃
東かがわ市町田	東谷川（8-11-I）	〃	〃
〃	新池川（8-10-II）	〃	〃
東かがわ市馬篠	夏木谷川（8-1-I-1）	〃	〃
〃	夏木谷川（8-1-I-2）	〃	〃
〃	森の奥川（8-2-I）	〃	〃
〃	大谷川（8-3-I-1）	〃	〃
〃	大谷川（8-3-I-2）	〃	〃
〃	大谷川（8-3-I-3）	〃	〃

〃	平谷川 (8-4-I)	〃	〃
〃	中の谷川 (8-5-I)	〃	〃
〃	間谷川 (8-6-I)	〃	〃
〃	平間東川 (8-1-II)	〃	〃
〃	櫛谷川 (8-2-II)	〃	〃
東かがわ市小砂	小砂川 (8-12-I)	〃	〃
〃	玉の池川 (8-11-II)	〃	〃
〃	喜太郎池下川 (8-12-II)	〃	〃
〃	喜太郎池上川 (8-13-II)	〃	〃
東かがわ市三殿	長谷川 (8-24-I)	〃	〃
〃	牛ヶ谷川 (8-25-I-1)	〃	〃
〃	牛ヶ谷川 (8-25-I-2)	〃	〃
〃	山崎川 (8-26-I)	〃	〃
〃	明野川 (8-27-I)	〃	〃
〃	石風呂川 (8-28-I)	〃	〃
〃	長谷北川 (8-15-II)	〃	〃
東かがわ市中山	上佛川 (8-13-I-1)	〃	〃
〃	上佛川 (8-13-I-2)	〃	〃
〃	棒谷川 (8-14-I)	〃	〃
〃	池国川 (8-15-I)	〃	〃
〃	山の神川 (8-16-I-1)	〃	〃
〃	山の神川 (8-16-I-2)	〃	〃
〃	夜打谷川 (8-17-I)	〃	〃
〃	城処壇川 (8-18-I)	〃	〃
〃	隼篠川 (8-19-I)	〃	〃
〃	普賢谷川 (8-20-I)	〃	〃
〃	山岡川 (8-21-I)	〃	〃
〃	拝板谷川 (8-22-I)	〃	〃
〃	城処川 (8-23-I)	〃	〃
〃	間島川 (8-14-II-1)	〃	〃
〃	間島川 (8-14-II-2)	〃	〃
東かがわ市水主	国安川 (8-30-I)	〃	〃
〃	国安南川 (8-31-I)	〃	〃
〃	盛重川 (8-35-I)	〃	〃
〃	額川 (8-38-I)	〃	〃
〃	森の奥川 (8-20-II)	〃	〃
〃	東国安下川 (8-21-II)	〃	〃
〃	鍋黒川 (8-22-II)	〃	〃
〃	仏坂川 (8-23-II)	〃	〃
〃	北池谷川 (8-24-II-1)	〃	〃

〃	北池谷川（8-24-II-2）	〃	〃
〃	国安中川（8-25-II）	〃	〃
〃	小谷上川（8-26-II）	〃	〃
〃	小谷川（8-27-II）	〃	〃
〃	梶ヶ谷川（8-28-II）	〃	〃
〃	漆谷川（8-31-II）	〃	〃
〃	棒谷川（8-32-II）	〃	〃
〃	山の神川（8-33-II）	〃	〃
〃	本宮川（8-34-II）	〃	〃
〃	不動川（8-35-II）	〃	〃
〃	釜床川（8-36-II）	〃	〃
〃	水晶滝川（8-37-II）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-1）	〃	〃
〃	飛ヶ丸川（8-39-II-2）	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
東かがわ市町田	喜定（1）（I-122）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	喜定（2）（II-1021）	〃	〃
東かがわ市馬篠	馬篠（I-112）	〃	〃
〃	馬篠（4）（I-706）	〃	〃
〃	馬篠（3）（II-1027）	〃	〃
〃	馬篠（2）（II-1028）	〃	〃
東かがわ市水主	宮内（II-1025）	〃	〃
〃	西内（II-1026）	〃	〃
〃	向ヶ原（II-1030）	〃	〃
〃	国安（II-1031）	〃	〃
〃	水主第1（III-2914）	〃	〃
東かがわ市小磯	北小谷川（8-7-I）	土石流	〃
〃	南小谷川（8-8-I）	〃	〃

〃	大山谷川 (8-6-II)	〃	〃
〃	浦池谷川 (8-7-II)	〃	〃
〃	浦池谷下川 (8-8-II)	〃	〃
〃	福ヶ谷川 (8-9-II)	〃	〃
東かがわ市大谷	大谷川 (8-10-I)	〃	〃
東かがわ市町田	東谷川 (8-11-I)	〃	〃
〃	新池川 (8-10-II)	〃	〃
東かがわ市馬篠	夏木谷川 (8-1-I-2)	〃	〃
〃	森の奥川 (8-2-I)	〃	〃
〃	大谷川 (8-3-I-1)	〃	〃
〃	大谷川 (8-3-I-2)	〃	〃
〃	大谷川 (8-3-I-3)	〃	〃
〃	平谷川 (8-4-I)	〃	〃
〃	中の谷川 (8-5-I)	〃	〃
〃	平間東川 (8-1-II)	〃	〃
東かがわ市小砂	小砂川 (8-12-I)	〃	〃
〃	玉の池川 (8-11-II)	〃	〃
〃	喜太郎池下川 (8-12-II)	〃	〃
〃	喜太郎池上川 (8-13-II)	〃	〃
東かがわ市三殿	長谷川 (8-24-I)	〃	〃
〃	牛ヶ谷川 (8-25-I-1)	〃	〃
〃	牛ヶ谷川 (8-25-I-2)	〃	〃
〃	山崎川 (8-26-I)	〃	〃
〃	明野川 (8-27-I)	〃	〃
〃	長谷北川 (8-15-II)	〃	〃
東かがわ市中山	上佛川 (8-13-I-1)	〃	〃
〃	上佛川 (8-13-I-2)	〃	〃
〃	池国川 (8-15-I)	〃	〃
〃	山の神川 (8-16-I-1)	〃	〃
〃	山の神川 (8-16-I-2)	〃	〃
〃	夜打谷川 (8-17-I)	〃	〃
〃	城処壇川 (8-18-I)	〃	〃
〃	隼篠川 (8-19-I)	〃	〃
〃	普賢谷川 (8-20-I)	〃	〃
〃	拝板谷川 (8-22-I)	〃	〃
〃	城処川 (8-23-I)	〃	〃
〃	間島川 (8-14-II-1)	〃	〃
〃	間島川 (8-14-II-2)	〃	〃
東かがわ市水主	国安川 (8-30-I)	〃	〃
〃	国安南川 (8-31-I)	〃	〃

”	笠松南川（８－３４－Ⅰ）	”	”
”	盛重川（８－３５－Ⅰ）	”	”
”	額川（８－３８－Ⅰ）	”	”
”	森の奥川（８－２０－Ⅱ）	”	”
”	東国安下川（８－２１－Ⅱ）	”	”
”	鍋黒川（８－２２－Ⅱ）	”	”
”	仏坂川（８－２３－Ⅱ）	”	”
”	北池谷川（８－２４－Ⅱ－１）	”	”
”	北池谷川（８－２４－Ⅱ－２）	”	”
”	国安中川（８－２５－Ⅱ）	”	”
”	小谷上川（８－２６－Ⅱ）	”	”
”	小谷川（８－２７－Ⅱ）	”	”
”	梶ヶ谷川（８－２８－Ⅱ）	”	”
”	割石川（８－３０－Ⅱ）	”	”
”	漆谷川（８－３１－Ⅱ）	”	”
”	棒谷川（８－３２－Ⅱ）	”	”
”	山の神川（８－３３－Ⅱ）	”	”
”	水晶滝川（８－３７－Ⅱ）	”	”
”	明神川（８－３８－Ⅱ）	”	”
”	飛ヶ丸川（８－３９－Ⅱ－１）	”	”
”	飛ヶ丸川（８－３９－Ⅱ－２）	”	”

（「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所及び東かがわ市事業部建設課に備え置いて縦覧に供する。）